

令和6年度 日本アロマセラピー学会 評議員選挙

令和6年11月28日
選挙管理委員会委員長

告示

評議員立候補期間：令和6年12月1日～12月14日
審査期間（事務局による）：令和6年12月15日～12月27日

選挙になった場合、役員選出規定9～13条により投票・開票とする。
無投票の場合は 令和7年1月6日～1月11日中に選挙管理委員会を開催し、新評議員を決定告示する。

評議員選挙詳細

1. 評議員の定数は、定款および役員選出規定の定めるところにより30名以上50名以内とし選挙で選出する。
2. 定数に満たない場合には理事会において、この法人の会員職種、地域構成比等を考慮し、各職種より選出する。ただし、これによっても選出される評議員が定数に満たない場合は、本規程第5条を考慮し理事による推薦も受理することがある。
3. 評議員の就任時の年齢は、満75歳未満であること

評議員の被選挙権（役員選出規定第3条）

- (1) この法人の正会員であり、かつ会費を完納していること。
- (2) 臨床系会員は、立候補日現在においてこの法人が発行する有効な認定証を取得していることがのぞましい。基礎系の研究者会員は、アロマセラピーに深い知識、研究業績を有すること。
- (3) アロマセラピーの正しい普及・進歩・発展に寄与していること。

立候補用紙等の必要書類は学会HPよりダウンロードし、役員選出規定第8条に基づき立候補期間内に立候補者は事務局へ提出すること。

郵送、メール添付は認めない。必ず投票用紙に記載のURLにアクセスしてアップロードすること。

以上